

第1回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年4月24日（水） 午後3時30分～5時

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，青山行彦委員，石田美枝子委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員，中野勘次郎委員，鷺巣弘子委員

欠席者：なし

傍聴者：なし

報道関係：静岡新聞，中日新聞，毎日新聞

事務局：飯田企画部長，鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，川嶋政策法務グループ長
小杉，幸田，田中

会議の概要

- 1 委員の委嘱及び委員紹介
- 2 市民協働推進条例検討会議要綱についての説明
- 3 委員長に伊藤裕夫委員，副委員長に山中恵美子委員を選任
- 4 条例について事務局から説明
- 5 意見交換

会議次第

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 部長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 浜松市市民協働推進条例検討会議要綱について
- 6 委員長，副委員長の選任について
- 7 議事
 - (1) 会議の進め方について
 - (2) 条例の検討について
 - 条例とは
 - 条例の目的

条例に用いる用語について
条例の基本理念について

8 その他

9 閉会

配布資料

浜松市市民協働推進条例検討会議委員名簿
浜松市市民協働推進条例検討会議席次表
浜松市市民協働推進条例検討会議要綱
浜松市市民協働推進条例検討会議スケジュール
条例について
条例の目的，条例に用いる用語，条例の基本理念
他都市の条例

【会議次第】

1 開会

企画部次長

皆様，本日は大変ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。申し遅れましたが、私は4月1日付の異動で行政経営課に配属になりました鈴木利房と申します。どうぞよろしく申し上げます。

2 委員委嘱

企画部次長

それではまず，条例検討会議委員をお願いするにあたりまして，新たに委員をお願いをいたします，事業者の代表といたしまして商工会議所からご推薦をいただきました中野勘次郎様に委嘱書をお渡しいたします。本来でしたら市長からお渡しをするところですが，市長所用によりまして飯田企画部長よりお渡しをいたします。なお、後ほどご説明いたしますが懇話会からの選出の委員につきましては要綱の変更によりまして、懇話会の任期期間を条例検討会議の任期期間と読み替えさせていただきますので，どうぞよろしくお願いいいたします。それでは委嘱書をお渡しいたします。

(飯田企画部長より手渡しで委嘱書配布)

3 部長挨拶

企画部次長

それでは、飯田企画部長から一言ご挨拶を申し上げます。

飯田企画部長

本日、委員の皆様方には大変お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございました。昨年度、委員の皆様方には市民活動懇話会の委員として大変お世話になりましたが、この度は引き続き市民協働推進条例、これはまだ正確には仮称ですが、この検討会議の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。また、中野委員様には事業者のお立場から新たに委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。この市民協働推進条例の制定につきましては、2月下旬に開かれました、懇親会の席上でも若干申し上げましたが、懇話会から提言を受けました後、市としても市民、市民活動団体、企業等事業者、そして行政のそれぞれの役割を明らかにし、市民協働、市民参加を制度として明確にしていきたい、また条例化することで市民協働について今後、より中・長期的な視点での取り組みとして位置付けることができるのではないかとという考え方から、3月に市長の施政方針の中で明らかにされたものであります。市長は常々、文化や福祉、環境やまちづくりなどにおきまして、色々な分野において市民活動が活発に展開されるようにしたい、また、街なかで市民の皆さんが様々な活動ができるように市民と行政の協力体制を築いていきたいと申しております。そこで、私どもは条例制定を検討するにあたりまして、改めて新たな組織を立ち上げるよりもこれまでの経緯を充分にお分かりいただいている皆様方をお願いすることが一番良いのではないかと勝手ながらそのように判断し、お願いをいたしました。伊藤委員長様をはじめ委員の皆様方には今後大変お世話になりますが、是非ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

4 委員紹介

企画部次長

それでは、本日は第1回目でありますので事務局から委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前を紹介させていただきましたら恐れ入りますがお1人ずつ簡単なコメントをいただければと思います。それではよろしく願いいたします。

青山委員

特定非営利活動法人ヘルスブレインネットワークの理事長を務めております青山です。前回の委員会に続き参加させていただくことになりましたのでよろしくお願ひいたします。

伊藤委員

静岡文化芸術大学の伊藤です。前回に引き続き熱いトークを聞かせていただけるのではないかと考えています。よろしくお願ひいたします。

石田委員

石田です。観光ボランティアやにぎやかし応援団など色々な活動をさせていただいています。活動の中で、こういう市民協働の話が出てくると市民側の姿勢と言いますか、私たち取り組む側の姿勢を問われているということを1つひとつの事業をやりながら感じている次第です。よろしくお願ひいたします。

北野委員

学習団体「つくし会」の北野佳代子です。つくし会といっても何の会だかよくわからないと思いますし、皆さんのように結構活動をしているというわけではないのですが、やはり前回に引き続き、ごく普通の小さな団体が置き去られてはいけないのではないかと考えて、そのスタンスで条例についても関係していけば、もう少し皆にも分かっていたけるのではないかと考えて参加させていただきました。よろしくお願ひします。

佐藤委員

昨年の懇話会では浜松NPOネットワークセンターに所属する者として参加させていただきましたが、今年4月から外国人学習サポート協議会といいまして、市内で外国人の子どもに学習や生活指導をしていく事業を市から受託して始めることになりました。所属団体は違いますが、どうぞ皆さんよろしくお願ひします。

鈴木委員

鈴木です。懇話会のメンバーには公募で参加させていただいて、今回もまた引き続き参加させていただけることを大変嬉しく思っています。私個人といたしましては、「世界遺産の会」という会を通してユネスコの活動を市民の中にもっと広げようという活動をしてはいますが、市民活動が浜松市の中でより良く進められるためにこの仕事に力を注いでいきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

長澤委員

皆さんこんにちは。活動は「浜松おかみさんの会」や「みんなで着物を着ましようの会」といった会に参加して、楽しく好きなことをやっています。楽しく好きなことをやりながら、皆さんと一緒に市民の方が幸せな市民生活ができる浜松市になれば良いなと思ってこれからもがんばっているいろいろなことを言わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中野委員

皆さんこんにちは。今回から皆さんのお仲間に入れていただくことになりました中野です。よろしくお願いいたします。私は浜松商工会議所の中の青年部という組織がありまして、全体で241名の35歳から46歳までの男女の会員がいる会の会長としてこの会に出席させていただくことになりました。条例につきましては学生時代に習った程度でして、突然のご指名でしたので戸惑いもございますが、何とか勉強してキャッチアップをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

山中委員

こんにちは、山中です。再びこの席に座っております。本当に何も役に立たないのですが、むしろ勉強させていただいてありがたいという感じですね。私は箕面市に住んでいまして、本当に市民活動の斬新な市だったので浜松市もそうだったら良いなと思っております。よろしくお願いいたします。

鷺巣委員

鷺巣です。よろしくお願いいたします。今私は5月1日から、アメリカのニューヨーク州にありますロチェスターからお客様6名をお迎えする準備に追われています。先日、4月10日から市長をはじめ3名の方たちがロチェスターを訪問してくださいまして、それは大変な効果を上げられてお帰りの様です。それを受けて私どもも大変張り切っています。よろしくお願いいたします。

企画部次長

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。それではここで事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局職員の紹介

5 浜松市市民協働推進条例検討会議要綱について

企画部次長

次に、この浜松市市民協働推進条例検討会議の要綱につきまして事務局からご説明させていただきます。

市民協働グループ長

配布資料「浜松市市民協働推進会議要綱」をもとに説明

6 委員長，副委員長の選任について

企画部次長

要綱につきましては以上の通りです。今日は委員の皆様全員がご出席していただいておりますので要綱の規定上、この会議は成立したことをご報告申し上げます。それから次第の6番、委員長，副委員長の選任についてですが、只今ご説明申し上げました要綱の第4条第2項の規定では委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとあります。ご了解をいただければ懇話会で委員長，副委員長をお願いしました伊藤裕夫委員，そして山中恵美子委員をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

企画部次長

それでは全員のご賛同をいただきましたので伊藤裕夫委員，山中恵美子副委員をお願いいたします。それでは伊藤委員長さん，山中副委員長さんからそれぞれ一言ずつご挨拶をお願いします。

伊藤委員長

前回に引き続きまして委員長としてまとめ役，進行役を務めさせていただきたいと思っています。前回も市民参加の実例をつくるためにも1から議論をしていこうということで非常に長い議論になってしまいました。今回もそのようになるのではないかと考えています。前回の懇話会委員の中から立候補していただくかたちで今回の検討委員になっていただいた方，最初に名簿を見せていただきましたが女性中心で市民の時代というのは本当に女性の時代である，逆に言うと男は取り残されていくわけです。取り残されるだけならいいのですが足を引っ張ったりするこ

ともあるようです。私もなぜか男性ですのでこの委員会で足を引っ張る側にならないように努力をしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

山中副委員長

再びこの役になりまして、先日の打ち上げの時に伊藤委員長と私はとても良いコンビだと言われまして、良い意味に取らせていただきましたが、私には決して委員長の役目はできません。副委員長で精一杯やらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

7 議事

企画部次長

これから議事に移りたいと存じますが、要綱の第5条第1項の規定によりまして委員長さんが会議の議長となるという規定があります。これ以降の議事の進行を伊藤委員長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 会議の進め方について

伊藤委員長

それでは次第に従いまして議事を進めてまいります。最初に形式ですが、この条例検討会議は浜松市市民協働推進会議と同様に要綱第5条第5項の規定により、原則公開で進めていきたいと思います。同時に会議録ですが、これも前回と同じように発言者名を記載して作成し、公表していくかたちになると思いますのでこれもご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

伊藤委員長

それでは公開というかたちでいきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは会議の進め方、スケジュールについて、まずは事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

配布資料「浜松市市民協働推進条例検討会議スケジュール」をもとにスケジュール，ワーキングについて説明

伊藤委員長

どうもありがとうございました。条例の目的等につきましては後できちんとした議論をしたいと思っておりますので，スケジュールその他について質問がありましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

中野委員

うちの団体の性格によるものですが，日程について可能な限り早く設定をしていただけないかと思っております。私自身がこのような出向する会議に13出ていまして，重なってしまいますと優先順位の問題も出てきますのでお願いいたします。

伊藤委員長

極めて短期間の条例づくり，本当に11月までにつくるべきかどうかということについてはもっと議論しなくてはならないかもしれませんが，やはり早い時期に詰めて作業をしていこうということがあります。ある面では，この条例づくりが昨年まとめました指針の協働の第1号になるということも考えています。そういう意味で条例づくりを行政だけにお任せするのではなくて，ワーキングをつくり，委員の中からもその条例作成に関わっていく，あるいは前回の時にやろうと言って結局できなかったのですが，いわゆる市民フォーラムというような公聴会もやっていこう，あるいはパブリックコメントというかたちで様々な声を集めていく，そのような様々な手法をここに盛り込んでいきたいということで事務局の方でスケジュールをつくってもらいました。そういった意味で例えばジレンマがありまして，もっと市民参加を増やす為に会議を増やしたいという気持ちと，これ以上増やしてしまうと死んでしまうのではないかと，参ったなぁという気持ちと両方あるわけで，皆さんもそうだと思いますが，例えばこのようなものを増やしたらどうかとか，この辺はどうかということを含めてご意見がもう少しありましたら出していただきたいと思っております。

進行につきましては，今，中野委員から出ましたように日程等々は早めに固めつつ，しかし他方で必要だということが出てくれば随時フレキシブルにやっていきたいと思っております。今日質問がなければまた会議の中で出していただくのは大いに歓迎というかたちでいきたいと思っております。

それで1つ、今この中でワーキングという問題が出てきます。条例検討を活発にしていくために、条例のたたき台になるようなものをやはり委員の手、市民の手でつくっていくべきではないだろうかという意味で、ワーキングをつくっていききたいということを事務局とも話していました。ただ、この10名全員がワーキングに参加していただければありがたいのですが、そうすると月2回の会議になってしまって大変だということもありますし、ある程度執筆したりということもありますので、できれば5名位のメンバーでワーキングチームを組んでいきたいと考えています。一応責任上、委員長、副委員長になってしまった私と山中さんは入るといふかたちで、あと3名の方、例えばやってもいいという方がいらっしゃいましたら手を上げて積極的に参加していただきたいと思いますがいかがでしょうか。佐藤さん、長澤さん、他にどうでしょうか。大体、作業としてはこの会議が開かれる少し前あたりに可能であれば、午後の時間ですと難しいと思いますので夜間になると思います。夜間は都合が悪いという人は難しいと思います。3名の方から声が挙がっていますが、どうでしょうか。

青山委員

診療があるので遅い時間でしたら結構ですよ。

伊藤委員長

今6名になりました。6名でも大丈夫ですね。一応5名位を目処にしていたのですが、参加していただくのは問題ないと思いますので、6名でワーキングをさせていただきます。1名どうしても忙しくて都合がつかなくても5名は来ていただけるかたちでやっていければかなり実のあるものになると思いますので、検討会議ではなるべく全員が参加できる時間を想定し、その1週間位前にワーキングの方は可能なメンバーが出るというかたちでいきたいと思います。ワーキングメンバーは今挙がりました、こちらから鈴木さん、長澤さん、佐藤さん、青山さん、それから私と山中副委員長の6名で構成します。まあ後で次回についての日程の提案が出ています。次辺りから私としては、ワーキングは夜を希望しておりまして、そういうかたちになるのではないかと考えています。

(2) 条例の検討について

伊藤委員長

次に条例の検討に入っていきたいと思います。ここで条例とは一体な

んぞやということがあります。私自身も実は文化の方をずっとやっている人間でして、政策については文化政策については多少分かりますが、地方自治についてそんなに知識があるわけではありません。しかし、先ほど要綱の読み替えなどを少し聞きましてもややこしい世界なのです。なぜあんなにややこしいことをしなくてはならないのかとこちらは思ったりもします。そこで振り回されてしまって中身が議論できなくて困ってしまうということがありますので、今日は最初に半分勉強会というかたちで、条例とは一体何かということからスタートした方が良いのではないかとということで、その説明をお願いしています。事務局の方から条例とは何かという基本的な知識、内容についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

川嶋政策法務グループ長

配布資料「条例について」をもとに 1 政策表現と条例， 2 条例と条例についてのルールについて説明

伊藤委員長

どうもありがとうございます。条例について 1 回の講義だけでは充分理解できないところもあると思いますが、ご質問等まずあれば出していただきたいと思います。

青山委員

わかりやすい説明をありがとうございました。 2 点ほど教えてください。 N P O の立場ですと認証機関が県になっていますね。特定非営利法人に限らないということに関しては対象がよくわかったのですが、その対象となる団体の認証は県がやっているというこの N P O 法と市の条例とのパワーバランスというか関係と、特に浜松市の場合は中核市ですので、一般的な市、県との関連と、中核市特有の決め事のようなもので、今後私たちが考えていくにあたって制度論的に知っておいた方が良いでしょうなことがありましたら付け加えて説明していただけませんか。

川嶋政策法務グループ長

N P O 法人でも、以前からある財団法人でも市の条例は及ぶことは及びますが、例えば情報公開で N P O 法人の財務諸表を全部公開するという条例を市がつくり、義務付けることができるかということについてはまた別になりますので、それについてはものによると思います。それから中核市だから特に浜松市にその権限がおりているということもありません。

例えばもし仮に助成の制度をつくるということになりますと、浜松市に主たる事務所があれば認可されていても、されていなくても、財団法人でも、どこの認証であってもそれは全て市内の住所の所在地として給付的な行政の対象とすることはできますが、規制というのは逆にどこの認証であっても直接には条例ではし難いということになると思います。

青山委員

だとすると、一般論的に考えて運用していても良いということでは理解していいのですか。今後、例えばいろいろな文言などを決めていくにあたりまして、これは引かかるのかどうなのかということは方法論としてやっていく必要はあるけれど、最初の総論的なレクチャーとしての理解は一般論的に考えてもいいですか。

川嶋政策法務グループ長

いいと思います。

青山委員

ありがとうございました。

伊藤委員長

この問題については他市の条例を見ればヒントがあると思いますが、大概のところは市独自の登録を行っています。従って登録した団体に対して例えば助成なり何らかのかたちのものをしていく、その代わりに義務としてもそれを受けたところは情報公開や、両者の間で契約関係が成り立つような仕組みをつくっているケースが多いのではないかと思います。他にどうでしょうか。では少し確認的に述べますと、条例は議会で正式に決まるものですから、この検討委員会ではあくまで案をつくるのであって、ここで決定することはできません。その上で条例というのはやはり議決されたものですから拘束力が非常に強い、その意味でアピール性が高いものでありますからその案をつくるということは非常に責任重大だと思います。継続して永続的につながっていくというものを目指していくものと思いますが、この永続性等について私はあまりこだわってしまう必要はないのではないかと思います。日本人は、どうも法律というものは1回つくと改正しないという癖がありますが、必要に応じて年4回チャンスがあるのだというふうに見ることもできるのではないかと思います。ただ、改正するにあたっては、もう1度議会を通さなくてはならないという意味で非常に大変だという意味で重みはきちんと受け止めるべきだと思います。

それから国や県の法令との関係等もありますが、この問題に関しましても、私もあまり知識がないのですが例えば地方自治体が独自の施策分野を取ったのが、まず環境分野だったと思います。70年代あたりから国がほとんど環境分野に関して法律をつくる前に都道府県、市町村のなかで特に公害問題等々を抱えた当該自治体において国よりも先に規制も含めて様々な条例をつくっています。そういった意味では環境問題に関して言えば、地方自治体の方が国より10年先に進んで、国が10年後に追いついたというのが日本の現状だったのです。今現在は先ほど出ました情報公開も地方自治体の方が国に対してはるかに進んで動いています。但し地方自治体は数が多いですから全ての市町村がそうだというわけではなくて、ものすごく遅れたところもあれば進んでいるところも出てくるということがあります。最近流行りなのは税金についてです。この辺は総務省あたりが結構嫌がったりしますけれども、例えば東京都がホテル税をつくってというのを始めとして財源確保の問題も含めて地方独自の税金も出てきています。エコマネーは条例でつくられていませんからあまり関係ありませんが、将来はエコマネーも対象になるかもしれません。

そういうこともありますので、今日述べられたことはある意味では一般論として踏まえなくてはならない部分ではありますが、しかし他方において必要に応じて柔軟的に考えることも可能ではないかと私自身は理解していきたいと思っています。また細かい質問等出てくると思います。申し訳ありませんが、そういう時には是非お教えいただきたいと思います。それからまた、最終的にここの検討会議、ワーキングでも条例の案文までつくるといのはさすがにしんどいなという感じは個人的にはしているのです。従って、ワーキングチームの方で趣旨、内容をつくって、それを事務局に案文化してもらい、それをまた委員会にかけてチェックをしていくというやり取りをしていく必要はあるのかなと思います。ただ、こちらの方もやはり案文についても自分なりに勉強して、法令グループ長さんと議論ができるようになっていくと良いのではないかと考えています。一応そういう理解で次のステップにいきたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

条例の目的、用語、基本理念について配布資料「条例の目的、条例に用いる用語、条例の基本理念」、「他都市の条例」をもとに説明

伊藤委員長

どうもありがとうございました。それでは皆様のご意見をいただきました

と思います。今日言い尽くせなかったことは後でまた文章等にして出していただいて、次回につなげていきたいと思っています。とりあえず、今回の条例づくりに則したかたちでの目的等の説明があったわけです。例えば形式的な目的の条文というかたちではなくて、なぜ今回この条例をつくるのかということについてここで少し議論しておく必要があるのではないかと考えますので、その辺に絞って見ていきたいと思うわけですが、私も前もって資料を送っていただいて1通り読むことができました。それで感じましたのは、確かに説明がありましたように横須賀市が市民協働というかたちで1番近い内容でつくられていますし、聞くところによりますと横須賀市の条例というのはこのことと同じように市民参加でつくったと聞いています。当然検討委員会等をやったりしていると思いますが、確かに読んでみると文章が横須賀市のものが1番わかりやすいのです。行政色が最も薄いなという感じがします。やはり市民が条文をつくるにあたって口を出していただけては手も出したという感じがしているわけです。

それから他市の条例を見ていきますと、横浜市を除いて何らかの具体的な施策がきちんと書かれています。横浜市は原則だけです。あとは推進会議というものが入っています。仙台市と藤沢市に関しては活動センターの設置と、その使用料など運用に関する様々な決まりが入っています。それから横須賀市は財政的な支援が出てきます。財政についても今、補助金の見直しなど様々な問題が出てきている中で、むやみやたらに非営利活動をする団体だからといってお金をあげる必要はないわけです。ただし、その活動を進展していく、あるいは協働を進めていくにおいて必要なものについては、きちんとしたルールをつくってやるということが前回の指針でもでていきますので、そのルールを条例にするのは意味があるかもしれません。あるいは特におもしろかったのが、岡山市を含めて幾つかありますが、参入機会の保障、つまり事業委託になってきますが、こちらの方についてもルールづくりを図っていることです。それから1つユニークだったのが事務室を貸与するというお話があったと思いますが、このような具体的な目に見えるかたちでの支援、あるいはネットワークをつくっていくような問題に関しては、行政がちょこちょこやっていくのではなくて、やはり議会でもきちんと検討してつくっていくようなものが相応しいのではないかと思います。今回もここで前回つくった指針に書いてありましたことを条例にすることで確かにアピールされたり、一定の拘束力が高まってプラスもありますが、それだけでは弱いと思います。従って、多分具体的な協働を進めていくにあたって浜

松独自である必要は全くないのです。別にオリジナル競争をする必要はないと思いますが、できれば独自性も欲しいなという気もします。何か新しい、あるいは新しくなくてもいいですから、本当に市民活動が盛んになり、協働のまちづくりが進んでいくための具体的な目玉になるような施策をつくるということを明確にし、せっかくやる以上は終わった後でやってよかったねと言えるものをつくりたいと思っています。

今日は時間が減ってきましたが、少し意見を出していただき、あるいは次回までに、こういうものが必要だから条例をつくりたい、あるいは条例などいらぬという意見も当然あると思いますが、こういうところを是非メモでも出していただきまして、次回それを材料に中身に少しずつ入っていきたいと思います。今日資料を出されていきなり質問というのも難しいと思いますが、素朴な疑問等何でも構わないと思いますのでお願いします。

長澤委員

たくさんの条例がここに挙がっていますが、私も自分なりに勉強しまして、インターネットで読みました。できたばかりのものや、例えば石狩市とかまだつくっていない大和市などもあります。新しいものが良いというわけではないのですが、やはり新しいものはそれなりに工夫されていて、とても平易な文で分かりやすく書いてあります。それは委員長もおっしゃったように、とても必要なことで、わかりやすくなければつくってしょうがないので、まずわかりやすさを大事にしていきたいと思います。

それからまた懇話会の時の話に若干戻ってしまうかもしれませんが、条例の目的の「促進し」とか「推進し」というところで、これはもちろん直接的な目的ではあるのですが、やはりそれをしたことによって公益の増進があるとか市民生活が良くなるということをはっきりとわかるようなかたちで出していただきたいと思います。

鈴木委員

少し考えがきちんとまとまっていませんが感じていることで、現在市民活動や社会活動といったものに対して、浜松市がそれを簡単に言えば助けるといって助成する、例えば公民館を利用する時の活動団体は割引があるなど、既に市民活動をサポートする環境が整備されている部分も幾つかあります。例えば事業委託にしても助成金にしても、現在あるそういうものと、今回この条例を定める中身との調整はどうなるのか、全くそれは関係しないのか、いずれはその関係をつけていくのか、その辺

が今とっさに感じた疑問です。

伊藤委員長

浜松市の条例だけではなく規則も含めまして、市民活動に関わってくるもの、広い意味で市民活動に関わるものでしたら情報公開もあると思いますが、指針、規則、それから条例レベルのものを一応洗い出ししていただけますでしょうか。そういうものとの兼ね合いという問題もありますし、その中でやはり条例化した上できちんと明確にした方が良いとか、対象が非常に曖昧で例えば公民館の使用等に関しましては、市民活動団体だけではなくて、非常に幅広いもので捉えているのではないかと思いますので、特に今回対象にする協働のパートナーとしての市民活動団体というものを定義する方法もあります。特定非営利活動法人だけにするのか、あるいは違うのかという問題もありますが、この条例ではもう少し明確なものを出していった方が良いのか、あるいは従来条例等でそれを汎用すればいいのかという問題が当然起こってくると思います。お金は最終的な問題になるかもしれませんが、とりあえず今どのようなものがあるのかということについて、洗い出しの資料を可能であれば次回までに出していただくと少し鈴木さんのおっしゃった質問もクリアになってくると思います。

企画部次長

今ご指摘にありました件は、確かにいろいろな市民活動団体に対しての助成の仕方、公民館に関しまして、社会貢献団体は利用料を安くしていますし、他の施設は教育関係団体についても優遇措置がされています。他のいろいろな団体に対しても行政として何らかのサポートをしているというケースを拾い出してみて、資料として次回までに用意させていただきますのでまたご検討いただければと思います。

伊藤委員長

補助金等、事業委託については前回の委員会の時にかなり長いものを出していただいていますので、その辺も参考になるのではないかと思います。

青山委員

条例を作成するという目的論のところ、先ほど長澤委員が言われたようにアウトカムな部分が重要ですということは、私もその通りだと思います。スケジュールの中に、庁内連絡会で行政の中での集約作業がきちんと行われていることは、一般市民の方が見られれば安心材料なのか

なという点で高く評価したいと思います。

もう一方、これは少し失礼な質問かもしれませんが、議会に上程して、果たして本当に議員さんはちゃんとディスカッションしてくれるのかしらという疑問が起きるので、議員さんにも勉強してもらったりした上で、有意義な議論の上で議会を通ったのよというの、やはり必要かなと思います。失礼なことを言って申し訳ありませんでした。

伊藤委員長

本当にそうですね。

石田委員

今の事に関して私も同じようなことを思っていたのですが、一応、一般市民の方へのヒアリングや公聴会はありますよね。議員さんに対するヒアリングをすれば良いのではないかと思います。関係の委員会がありますが、その委員会の委員の方だけでもいいので、そういうことをやれば良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

伊藤委員長

そうですね。これはこちらの方で要請できる問題かどうか分かりませんが、議会の方にも是非その辺の情報を流していただきたいと思います。例えばNPO法案をつくる時に2年間位かかったことは、私は非常に良かったと思います。私自身も衆議院・参議院の公聴会に出たり、あるいは議員さんたちの勉強会にも2～3回行ったりしました。最初の頃は的確でない質問が多かったのですが、やはり1～2年経つてくると、かなりの的確な質問が出てくるようになって、議員さんもしっかりしているなと思って感心したことがありました。そういう意味では、そのような交流が今まで無さすぎるのです。今までは議員さんには皆さん陳情するだけで、実際にディスカッションしなかったことがあると思いますから、こういう市民活動の問題というのは、行政も議会も市民との接点を持って緊張感が生まれてきて、変わっていくきっかけになることが重要ではないかと思います。是非、議会の方でも前向きに取り組んでもらえるように、多分行政が言うよりは市民から直接言った方がずっと良いと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。特に商工会議所あたりから一言言ってもらえるとかなり強いのではないかと思います。

中野委員

昨年、議員定数の削減問題、それから議員さんそのものの資質についての評価等に関しまして、提言を一応出してあります。その件について

のコメントをというところで現状ストップしています。今の条例の関係も含めまして、果たしてご自分たち自身の役割を基本的に果たされているかどうかという実質的な面で市民がどう見ているかということについて少しかい離している面を感じてはいますので、少し検討していく必要があるかなと思っています。

伊藤委員長

少し時間が過ぎてきていますので、一応ここまでにさせていただきます。次回の会議までにまず1つは先ほどの条例規則等の資料です。次回の検討会議のための資料作成は事務局にやっていただきたいと思います。一応すべて事務局任せではなくて、今回は委員も手分けしてやっていきたいと思っています。ワーキングは5月15日を予定していますが、それに向けて皆さんの声を可能であれば5月8日位までに、目的の部分について思ったことを書いていただいたものを出していただいて、それをワーキングで読んで、次回のためのたたき台のようなものを固めさせていただきたいと思っています。次回の会議では特に市民・市民活動団体・事業者・行政の役割について、条例でいきますと、目的・定義があつて、その次に責務や役割といった項目があります。そこに結果的には入ってくるかも知れませんが、条例がかかえている内容に拘らずに、最初のうちはもっと広い問題として市民と行政の協働によるまちづくりをしていくにあたって、市民の役割はどういうことだろうか、それから市民活動団体の役割は何なのか、あるいは事業者・企業はどのように関わってきているのかを考えていきたいと思っています。

こういう時に企業も市民ではないかという考え方もあります。横須賀市は法令の解釈も発表しているのですが、とりあえず条例の中では市民は個人にしておいて、事業者の方は違う存在として役割を決めていくと書いてありますが、この辺などは最終的に法令化する場合には細かいチェックが必要になってくると思います。今回はそこまで考えずに大まかな役割を考えていく、そして行政はどのような立場で何をすべきかということを少し議論していきます。具体的なことが出たらその次の段階で目玉になるものを考えていきます。ただ、目玉があつてそういう責務を書いた方がやり易いということがあると思いますので、メモの方には最終的にくる目玉は何か、こういう施策が必要なのだということを書いていただくことも非常に役に立つと思います。特に最初ですから何を書いても構わないという感じでいきたいと思っていますのでそれをファックスやメール等で一応5月8日位までに出していただいて、次回に進めていきたいと思っています。

8 その他

伊藤委員長

それでは本日予定されていた議事が一応終わりましたので、次回までに何かありましたら出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。例えばこうしたら良いのではないかとすることがありましたらお願いしたいと思います。

中野委員

すぐにできるかどうか、個人個人の状況がわかりませんのでこれはご提案なのですが、ネット社会になってきているのでメーリングリストのようなものをつくって、その場でいろいろと討議をしていくということは、限られた時間で討議をすることにプラスして有意義だと思いません。

伊藤委員長

皆さん、メールアドレスはお持ちでしょうか。どなたか能力がある方がいらっしゃいましたら、メーリングリストをつくるのは最近非常に簡単になってきていて、無料のサイトも結構増えてきていますし、事務局だけに出していくというやり方はあまり良くないのです。パブリックコメントなどでもよく国のものなども、ご意見をお寄せくださいと言って出したきり、どうなったかさっぱりわからない、他の人がどういう意見を出しているかもわからないというのはやはりまずいのではないかと、全然パブリックではないのではないかと気がしています。どういう意見が出るかということをお互いに共有しながら、それに対してコメントがあればまた少しコメントをしていく、あるいは賛成だったら声を強くしていくようなこともやり易いですし、自分ですぐにコメントが書けなくても他の人が書いた文を見たら触発されて意見が出やすいということもあると思います。メーリングリストの欠陥は、そこに皆が熱中して延々とメールが溜まってしまうのは嫌なのですが、あまりひどくならない程度でメーリングリストを活用できれば非常に良い機会になるのではないかと思います。これは事務局の方にそういうことができる方がいらっしゃいましたらご相談したいと思いますし、いなければうちの大学でその辺に強い人間を探してつくることも含めて考えたいと思います。メーリングリストが差し支えなければメールアドレスを事務局の方に伝えていただいて、早い段階で進めさせていただければと思いますがどうでしょうか。

山中委員

その時に、長澤さんがおっしゃったように参考になるホームページなどを紹介しあって載せると、皆さん見られると思います。

青山委員

今はクローズな委員会での情報共有だと思いますが、ある時期に公聴会を開くにあたっては、なるべく早めに市のホームページなどに情報をアップしていただいて、一般市民の方から意見を聞くといった機会を設定していただけると、中野委員が言われたようなネット社会を上手く利用してということもできると思いますのでご検討いただきたいと思います。

伊藤委員長

この委員会でホームページを立ち上げて、そこを公開していくということも可能であれば面白いですね。この辺は、最初からやってしまうとしんどいかもしれませんが、まずは内部でメーリングリストを利用して議論をして、第2ステップとして公聴会の頃にはウェブ上の公聴会もできるようにしていく、そしてパブリックコメントも本当の文字通りのパブリックなコメントになるようにしていければ1番良いのではないかと思います。市の方でも是非ご検討いただきまして、それでは次回の日程ですが、ご確認いただきたいと思います。

企画部次長

熱心にご検討いただきまして、ありがとうございます。次回の会議日程は5月24日(金)の13時30分から終了は16時30分を予定したいと思いまのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ワーキングのメンバーにつきましては15日(水)16時30分から18時30分の予定です。

伊藤委員長

夜の方がご都合が良ければワーキングは夜にします。

企画部次長

それでは19時からということで会場は確保してありますので、時間だけ変更をお願いしたいと思ひます。

9 閉会

伊藤委員長

それでは以上をもちまして、第1回浜松市市民協働推進条例検討会議を閉会させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。